

京都市長

門川大作 様

2012年度

京都市予算編成に対する要求書

2011年11月

日本共産党京都市会議員団

目次

重点要求項目

◆原発からの撤退を	1
◆被災者支援の充実を	2
◆市民の福祉とくらしを守るために、国に対して以下のことを求めること	2
◆市民のくらしと営業を守る市政運営を	3

分野別要求項目

一 福祉・医療の充実を	5
◆医療・保健の充実を	5
◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を	6
◆福祉・子育て支援の充実を	6
二 競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を	8
三 ごみ減量の推進を	10
四 青年がいきいきと住み続けられる京都市を	10
五 文化芸術の振興・スポーツ環境整備の拡充を	10
六 中小企業・伝統産業・商工業・農林業の振興を	10
七 災害に強いまちづくりを	11
◆安心して住み続けられるまちづくりを	12
◆上下水道事業の充実を	13
八 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を	13
◆公営交通を軸にした交通体系で市民の足を守ること	13
九 生活道路優先の道路環境整備を	14
十 公正・公開・市民参加の市政運営を	14

重点要求項目

☆は新規要求項目

◆原発からの撤退を

- ☆① 市長は「原発ゼロ」をめざす政治的決断を行い、「若狭に原発はいらない」と内外に宣言すること。
- ☆② 日本最初の水力発電所建設の地にふさわしく、市民共同発電など、市民の取り組みを支援し、エネルギーの地産地消をめざすこと。
- ☆③ 国に対して「原発ゼロ」に向けて以下の点を求めること。
 - ☆・エネルギー基本計画については、低エネルギー社会への移行を前提とし、5年から10年で原発からの撤退を明記すること。
 - ☆・再生可能エネルギー買取法の具体化にあたっては、すべての再生可能エネルギーを対象とし、価格や年数などインセンティブが働くようにすること。現行の電源開発促進税を財源にあてるなどして、消費者への負担が増えない形とすること。
 - ☆・安全最優先の原子力行政に転換するため、原子力安全・保安院は解体し、原子力推進機関から独立した強力な規制機関を確立すること。
 - ☆・危険な高速増殖炉「もんじゅ」はただちに廃炉にすること。
- ☆④ 関西電力に対して、以下の事を求めること。
 - ☆・原発の再稼働をしないこと。
 - ☆・ただちに原発の新規建設方針を撤回すること。
 - ☆・老朽原発を廃炉にし、プルトニウム利用を中止すること。
 - ☆・発電所ごとの運転状況、京都市域の消費電力量などの情報を公開すること。
- ☆⑤ 京都市防災計画に、京都市域全体を視野に入れた原子力防災対策を確立した原子力災害編を設けること。
 - ☆・関西電力と原子力防災協定を締結すること。
 - ☆・スピーディ（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）を使った被害予測を行うこと。
 - ☆・京都市独自に必要なEPZの範囲を想定すること。
 - ☆・琵琶湖の汚染を想定した対策を確立すること。
 - ☆・大地震による若狭湾周辺原発事故を想定すること。
- ☆⑥ 京都市独自の核種毎の放射線量モニタリング体制を確立し、情報を公開すること。
- ☆⑦ 食品の放射能汚染の暫定規制値を厳しい規制値へと見直し、規制値を遵守する厳格な検査体制をとるよう国に求めること。測定値の公表を徹底すること。

◆被災者支援の充実を

- ☆⑧ 京都へ避難している東日本大震災の被災者への支援を被災者の実態に応じて早急に行うこと。
- ☆⑨ 福島第一原発事故による被曝が疑われる被災者が、継続的な健康管理がなされるよう必要な支援を行うこと。

◆市民の福祉とくらしを守るために、国に対して以下のことを求めること

- ⑩ 円高対策に取り組むこと。内需拡大の政策に転換すること。為替投機に対する国際的規制が行われるよう、諸外国に働きかけること。
- ⑪ 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。
- ⑫ 閣議決定された「中小企業憲章」を国会決議すること。この憲章の立場で、中小企業基本法を見直すこと。
- ⑬ 金融円滑化法に基づき、貸し渋りなどが生じないようにすること。また住宅ローンの利率引き下げの申し込みに柔軟に応じるよう金融機関を強力に指導すること。
- ☆⑭ 自治体の機能と役割を弱める道州制を導入しないこと。
- ⑮ 「一括交付金化」による国庫補助負担金の廃止・縮小はやめること。地方自治体への財源対策は後退させず拡充すること。
- ⑯ 財政健全化法を廃止すること。削減された地方交付税を復活するとともに、自治体への財源保障機能を果たすようさらに拡充すること。
- ⑰ 消費税を増税しないこと。
- ⑱ 廃止された老年者控除・年少扶養控除、削減された老人扶養控除・配偶者特別控除・一般扶養控除・特定扶養控除・公的年金控除を復活すること。配偶者控除を廃止しないこと。
- ⑲ 製造業への派遣を禁止するなど、ただちに労働者派遣法の抜本改正を行うこと。
- ⑳ 全国一律の最低賃金制度を確立し、時給1000円以上にすること。実施にあたって中小企業を支援すること。
- ㉑ 大企業・高額所得者に対する減税をやめ、応分の負担を求めること。
- ☆㉒ 食料自給率を50%に引き上げること。T P Pに参加しないこと。
- ☆㉓ 地球温暖化対策基本法案については、2020年までに温室効果ガスを90年比30%削減する中期目標を定め、早期に成立させること。
- ㉔ 憲法9条を改悪しないこと。
- ㉕ 普天間基地の移設に関する日米合意は白紙撤回し、無条件撤去すること。
- ㉖ 核密約を破棄し、非核三原則を法制化すること。
- ㉗ 軍事費を大幅に削減し、無駄な大型公共事業をやめること。
- ㉘ 戦争による唯一の被爆国として核兵器廃絶のイニシアチブを発揮すること。

- ☆㉒ 企業・団体献金を禁止すること。
- ☆㉓ 政党助成金を廃止すること。
- ☆㉔ 小選挙区制を廃止すること。国会議員の定数削減を行わないこと。
 - ㉕ 医師、看護師の養成数を拡大すること。診療報酬・介護報酬を引き上げること。
 - ㉖ 介護保険制度の国庫負担割合をただちに35%に引き上げ、計画的に50%に引き上げること。軽度認定者に対する介護給付の削減を行わないこと。介護職員の労働条件を改善させること。処遇改善交付金を当面継続すること。
 - ㉗ 国民健康保険に対する国庫負担金を増額すること。全ての国保加入者に、正規の保険証を交付すること。
 - ㉘ 国保一元化・広域化はしないこと。高齢者差別の医療制度はやめること。
 - ㉙ 生活保護基準を引き上げ、財源に国が責任を持つこと。老齢加算を復活し、夏季加算を創設すること。
 - ㉚ 子ども、高齢者の医療費窓口負担を無料にすること。
- ☆㉜ 障害者制度改革推進会議での意見を反映し、支援を必要とするすべての人を対象とする障害者総合福祉法を制定すること。
 - ㉝ 高校教育の無償化を継続すること。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置を適用すること。
 - ㉞ 中央教育審議会の答申をふまえ、30人以下学級を早期に実現すること。
 - ㉟ 「子ども・子育て新システム」は保育における公的責任の放棄・規制緩和を一層すすめるものであり、導入しないこと。
- ☆㉞ 子ども手当を継続し、新たな負担増とならないようにすること。
 - ㊱ 公営交通事業、上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利率の企業債の借り換えについては、要件の緩和、枠拡大を行うこと。交通・上下水道事業の消費税は非課税にすること。
 - ㊲ 地下鉄建設・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に改善すること。

◆市民のくらしと営業を守る市政運営を

- ㊳ 直ちに国民健康保険料を値下げすること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。生活維持費・学資保険の差し押さえはやめること。
- ㊴ 国保の一部負担金減免制度を拡充すること。申請に当たっては、資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
- ㊵ 子どもの医療費は、小学校卒業まで通院も無料にすること。
- ㊶ 民間保育園「プール制」は、元の制度に戻すこと。補助金を増額して京都の保育水準を維持拡充し、市の公的責任を果たすこと。公立保育所の民間委託化・廃止は行わ

ないこと。

- ☆④⑨ 市立看護短期大学を復活し、4年制看護大学にすること。
- ⑤⑩ 市民税減免措置を継続し、拡充すること。
- ⑤⑪ 「行政経営の大綱」実施計画を策定しないこと。
- ⑤⑫ 仕事おこしと地域経済活性化につながる住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑤⑬ 「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し、中小企業振興計画を策定すること。
- ⑤⑭ 公契約条例を制定すること。国に公契約法の制定を求めること。
- ⑤⑮ 中小企業を対象にした、貸し工場の家賃・光熱水費などの固定費への補助、固定資産税の減免、設備投資への助成などの緊急施策を実施すること。
- ☆⑤⑯ 住民合意のない岡崎地域活性化ビジョン、京都会館再整備基本計画は抜本的に見直すこと。京都会館は市民の文化活動等の拠点となる機能の拡充、景観との調和、建築価値を継承したものとなるようにすること。
- ☆⑤⑰ 岡崎地域、山ノ内浄水場跡地の高さ規制緩和を見直すこと。
- ☆⑤⑱ 関西広域連合に参加しないこと。
- ⑤⑲ 市内高速道路の未着工3路線の計画を撤回すること。
- ⑥⑰ 財政を圧迫し、温暖化対策に逆行する焼却灰溶融施設の稼働を中止すること。

分野別要求項目

一 福祉・医療の充実を

◆医療・保健の充実を

- ⑥1 国民健康保険制度を改善すること。
 - ・医療機関入院時の食事代負担などの軽減を図ること。
 - ・限度額適用認定証をすべての人に発行すること。
 - ・精神・結核医療付加金を復活させること。
 - ・無保険者の実態について調査を行うこと。
 - ・一元化、広域化はやめること。
- ☆⑥2 癌治療にかかる窓口負担の軽減を図るよう国に求めること。
- ☆⑥3 協会けんぽなどの保険料をあげないよう国に求めること。
- ⑥4 市立京北病院の整形外科医や常勤の医師、看護師確保に全力をあげること。
- ⑥5 市立病院・市立京北病院の独自の医療費減免制度を拡充すること。無料低額診療事業を行うなど患者負担を軽減すること。
- ⑥6 市立病院・市立京北病院が公的責任を果たせるよう、必要な交付金を確保すること。
- ☆⑥7 市立病院の院内保育所に対する委託料を引き上げ、職員処遇を改善すること。
- ⑥8 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。
- ⑥9 小児慢性特定疾患治療研究事業は、市独自にも入院期間の制限緩和や通院も対象とするなど事業を拡大すること。
- ⑦0 自立支援医療については、新京都方式を継続し、さらに患者負担の軽減に努めること。
- ☆⑦1 特定疾患治療研究事業については、補助対象を拡充するよう国に求めること。
- ⑦2 行政区保健センターは保健所に戻し、高齢者・精神・母子など市民の健康、公衆衛生の増進に努めること。環境衛生業務は元の窓口に戻すこと。当面、保健センター長は専任の医師を配置すること。
- ☆⑦3 廃止された休日急病東診療所を復活すること。
- ⑦4 病院群輪番制病院運営事業補助金を元に戻すこと。
- ☆⑦5 放射能汚染など食品への市民の不安を解消するため、食品安全監視員体制、検査体制を強化し、正確な情報提供を行うこと。
- ☆⑦6 第二市場におけるBSE・放射能対策については、牛の全頭検査を堅持すること。放射能汚染の検査体制を強化すること。

- ⑦⑦ 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。

◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

- ⑦⑧ 介護保険制度について、以下の項目について独自に改善をはかること。
- ☆・軽度認定者への給付サービスを確保すること。介護予防・日常生活支援総合事業を導入しないこと。
 - ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和し、ケアマネジャーが必要と認めた介護は保障すること。
 - ・特別養護老人ホームへの入所を希望するすべての高齢者が入所できるよう施設整備をすすめること。
 - ・保険料・利用料の負担を軽減すること。当面、減免制度の大幅拡充をはかること。
 - ・地域包括支援センターへの委託金を大幅に増額し、体制の整備を行うこと。
- ⑦⑨ 福祉事務所、保健センターは、地域包括支援センターとの相互連携を強化すること。
- ⑧⑩ すこやかホームヘルプサービスや入浴サービスなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。高齢者いきいき銭湯助成事業を復活させること。配食サービスの対象に昼間独居世帯を戻すこと。
- ⑧⑪ 敬老乗車証は無料で交付すること。全ての地域で共通化すること。
- ⑧⑫ 年金受給資格期間の短縮、最低保障年金制度の創設で、無年金の解消・低年金の底上げをはかること。年金給付額の削減や支給開始年齢の引き上げはしないよう国に求めること。消えた年金問題を早期に解決するよう国に求めること。
- ☆⑧⑬ 外国籍無年金者等への給付金を増額すること。
- ⑧⑭ 高齢者の就労の機会をいっそう拡充すること。
- ⑧⑮ 老人クラブへの助成金を増額すること。単位老人クラブの事業に対する支援や高齢者の生きがい対策など、要求に応えること。

◆福祉・子育て支援の充実を

- ⑧⑯ 保育料を値下げすること。第三子以降は保育料を無条件で無料にすること。減免制度を拡充・周知すること。
- ☆⑧⑰ 保育所最低基準の条例化にあたっては、面積基準の緩和は行わず、現行の行政指導水準を引き上げること。職員配置については、プール制の職員配置基準を下まわらない基準とすること。
- ⑧⑱ 定員外入所に頼らず保育所待機児を早期に解消するため、市所有の土地・建物なども活用し、必要な地域に保育所を新設・増設すること。
- ☆⑧⑲ 民間社会福祉施設産休等代替職員制度を復活すること。
- ⑧⑲ 昼間里親の安定的な運営を保障するため、委託費を引き上げ、早急に保育所なみの

処遇に改善すること。

- ⑨① 学童保育を必要とする児童の全員入所をはかるため、複数設置も含めすべての小学校区に学童保育所を設置すること。対象年齢を小学校卒業時まで引き上げること。大規模学童保育所を早急に解消し、職員の処遇を抜本的に改善すること。
- ⑨② 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけること。対象年齢を小学校卒業時まで引き上げること。
- ⑨③ 共同学童保育所にたいする助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。登録児童10人未満も補助対象とすること。
- ⑨④ 児童扶養手当の所得制限の緩和を国に求めること。生活支援事業等、ひとり親家庭に対する支援を強め、母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。
- ⑨⑤ 児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、第2児童福祉センターにも一時保護所を備えること。青葉寮は市直営を堅持すること。
- ⑨⑥ 第2児童福祉センターにも療育機能を持たせ、医療との連携を強化すること。
- ⑨⑦ 児童養護施設の職員配置基準を引き上げ、職員の実増をはかること。
- ⑨⑧ 里親への委託費をいっそう引き上げ、里親会への活動支援を強めること。制度の周知をすすめること。
- ⑨⑨ 障害児通園施設、児童デイサービスへの補助金を増額すること。
- ☆⑩⑩ 不足している障害者入所施設の増設と短期入所枠の拡大をすすめること。
- ⑩⑩ 共同作業所及び小規模授産施設の運営費、施設整備費をさらに増額すること。障害者自立支援法に基づき新サービスへ移行できない作業所については、地域生活支援センターとして存続させること。
- ⑩⑪ J R料金の割引、重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。
- ⑩⑫ 精神障害者の社会復帰・家庭復帰支援事業の取り組みを強化すること。
- ⑩⑬ 福祉タクシーのチケットは、一枚で初乗り料金を確保できるよう改善し、枚数を増やすこと。福祉乗車証と併用できるようにすること。
- ⑩⑭ 民間社会福祉施設の耐震診断と改修は、市が責任を持って行うこと。
- ⑩⑮ 憲法25条に基づき、生活保護行政を進めること。
 - ・生活保護申請の意思を尊重するとともに、法の趣旨をふまえ、生活実態に応じた懇切丁寧な窓口対応を徹底すること。申請書を窓口におくこと。
- ☆・有期保護、医療扶助の自己負担の導入はしないこと。
 - ・必要な人に職権保護を含め生活保護を適用すること。
 - ・ケースワーカーは80世帯に1名の配置とすること。
 - ・保護期限を定めての「就労指導」はやめること。
 - ・保護開始に当たっての法定期限を遵守すること。
- ☆・一時扶助でクーラー設置を行うこと。

- 夏季歳末見舞金を復活すること。
- 「医療券」方式を改め「医療証」にすること。
- 保護費決定支給明細書を受給者に交付すること。
- 仕事の確保に向けた公的就労の機会を保障すること。
- ⑩⑦ ホームレスの定期的な実態調査を行い、自立支援を強化すること。
- ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。
- 自立支援センター利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。
- ホームレスを支援する民間団体への財政支援を復活すること。
- ⑩⑧ 中央保護所の運営について
- 引き続き公的責任を果たし、入所者の社会的自立を支援すること。
- 緊急一時宿泊施設を必要とするすべての方が利用できるよう施設整備を行うこと。
- ⑩⑨ 市営葬儀事業を復活させること。
- ⑩⑩ 夏季・歳末貸付資金の限度額を引き上げ、通年化すること。生活保護受給者も貸付対象とすること。生活福祉資金・母子寡婦福祉資金などの貸付にあたっては、要件を緩和すること。
- ⑩⑪ 上下水道料金の低所得者世帯、社会福祉施設などへの福祉減免制度をつくること。
- ⑩⑫ 各内職会の補助金削減をやめ、支援を強めること。取り組みに支障をきたすことのないようにすること。認定基準を緩和すること。

二 競争と格差拡大の教育を改め、どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を

- ⑩⑬ すべての学校で教育条件の整備・改善を
- 30人学級を実現すること。当面、国の財源を活用し、小学校3年生まで35人学級を拡充すること。
- 学校経常運営費を増額すること。
- 老朽校舎等の改修計画を作成し、教育環境の整備を急ぐこと。
- ⑩⑭ 全国学力テストには参加しないこと。
- ⑩⑮ 国連子どもの権利委員会の第3次勧告でいわれている「『過度に競争主義的な』教育」はやめること。
- ⑩⑯ 公立高校の定員を見直し、希望者全員が入れるようにすること。
- 「特色」づくりによる学校間の予算配分の偏重を是正すること。
- 京都市・乙訓地域の総合選抜制度を堅持すること。
- 府・市立高校におけるI類の特色選抜制度は止めること。
- ⑩⑰ 夜間定時制高校の募集定員を増やし、すべての入学希望者の進学を保障すること。
- ⑩⑱ いじめ、暴力、学級崩壊の状況を正確に把握し、学校への支援体制を強化すること。市立高校に不登校生徒のための受検枠を設けること。

- ⑪ 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。卒業後の進路保障とアフターケアの支援を強化すること。
- ⑫ 児童生徒数の増加に伴い、市内中心部に、総合支援学校を直ちに新設すること。
- ⑬ 育成学級の学級基準を引き下げること。発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。
- ⑭ 「教員評価にもとづく給与査定」は行わないこと。教育実践功績表彰等、一部の教職員の特別扱いをやめること。
- ⑮ 栄養職員は複数校兼務ではなく一校一名の配置を行うこと。府内産も含め地産地消を広げ安全な学校給食を実施すること。アルマイト食器は直ちに改善すること。
- ☆⑯ 中学校給食を自校方式で実施する計画をつくること。
- ⑰ 非正規教職員の正式任用をすすめること。教育活動に専念できるよう身分保障と待遇の改善等、格差是正を図ること。講師の長期休業中の任用を継続し、年度末の「一日切り」はやめること。
- ⑱ すべての教職員の労働時間を把握し、時間外労働の縮減に具体的に取り組むこと。教職員の事務量を軽減すること。健康のため休憩時間を確保すること。
- ⑲ 「小中一貫教育」による早期教育は、競争主義の激化を招くものであり、中止すること。
- ⑳ 住民の合意なき学校統廃合はやめること。
- ㉑ 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度の所得基準額を引き上げ、援助額の増額を行うこと。就学援助項目を拡大すること。
- ㉒ 義務教育の無償原則を拡大し、副読本や遠距離通学費など保護者負担の軽減を図ること。
- ㉓ 適正規模を超える学校を早急に解消すること。
- ㉔ 幼稚園の就園奨励金と教材費補助を増額し、基準の枠を広げること。幼稚園入園料を廃止すること。
- ㉕ 公教育の原点に立ち返って、新学習指導要領の押しつけをやめること。
- ㉖ 教育委員会制度を堅持し、その歴史的経過をふまえ一般行政からの独立性を確立すること。市民からの請願・意見を審議すること。
- ㉗ 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。
- ㉘ スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業は、児童・生徒の発達段階を無視したものであり、見直すこと。
- ㉙ 事実上の同和教育の延長になっている人権教育はただちに見直すこと。

三 ごみ減量の推進を

- ⑬⑧ 脱焼却、脱埋め立てを基本にした政策に転換すること。
- ⑬⑨ 家庭ごみ袋の価格を下げる。資源ごみ収集は指定袋制度を廃止し、任意の透明な袋に切り替えること。
- ⑭⑩ ごみ減量にあたって、かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めるなど、分別品目を拡大し、リサイクル率を向上させること。
- ☆⑭⑪ 人権無視の「空き缶持ち去り禁止条例」は廃止すること。

四 青年がいきいきと住み続けられる京都市を

- ⑭⑫ 雇用を拡大するための庁内体制を強化し、本市独自の支援をさらに進めること。
- ⑭⑬ 青少年活動センターを全行政区にすみやかに設置すること。
- ⑭⑭ 若い世代が安心して住めるよう、若年者への家賃補助制度を創設すること。
- ⑭⑮ 国公立大学の学費を引き下げ、私立大学の授業料負担を減らすよう、国に求めること。市としても独自の奨学金制度を創設すること。

五 文化芸術の振興・スポーツ環境整備の拡充を

- ⑭⑯ 音楽、演劇、伝統芸能など、市民の鑑賞料金を低く抑えるなどの支援を行うこと。子ども舞台芸術鑑賞事業は、地元の演劇関係者と連携した事業に発展させること。
- ⑭⑰ 学校公演に対する補助事業を創設すること。
- ⑭⑱ 地域文化会館の売却はしないこと。京都会館・コンサートホールとの一体的な運営、事業の連携で、市民の文化活動などの振興をはかる拠点として発展させること。
- ⑭⑲ 全行政区で地域体育館建設計画を具体化すること。
- ⑭⑳ 文化・スポーツ施設の増設、使用料金を引き下げ、青年や高齢者の割引制度を導入すること。利用者の声を聞き改善をすすめること。
- ⑭㉑ いきいき活動センターは、全行政区に設置し、バリアフリー化を進めること。

六 中小企業・伝統産業・商工業・農林業の振興を

- ⑭㉒ 失業者・転職者への相談窓口を充実すること。公的就労制度を創設すること。市独自の雇用創出、企業への要請など、積極的な雇用対策に体制を拡充しさらに取り組むこと。
- ⑭㉓ 中小企業に対する本市制度融資の保証料のいっそうの軽減、返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。

- ⑮ 市に融資受付窓口を設置し、市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。
- ⑯ 公共事業・物品購入について、地元業者への優先発注を行うこと。中小企業発注率・発注額ともに引き上げること。
- ⑰ 伝統・地場産業予算を大幅に増額し、後継者育成、技術者の調査、工賃のガイドライン設定、原材料・道具類の確保、機料店の支援を強化すること。
- ⑱ 事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回し、「京都市まちづくり条例」は大型店出店を規制するものに見直すこと。大規模小売店舗立地法は需給調整が可能となるよう国に求めること。
- ⑳ 制定された商店街振興条例とアクションプラン2011の具体化、推進に当たっては、真に小売店・商店街の振興をはかるものとする。また、区役所に商工業振興対策の窓口を設置すること。
- ☆㉑ 買い物弱者の対策を講じること。
- ㉒ 京都の歴史的景観や伝統的建造物、優れた芸術文化世界遺産などを生かした観光振興対策を強化し、滞在型観光客とリピーターの増加を図ること。
- ㉓ 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ、商店街・大学・地元住民や関係者と連携し、振興への具体的な取り組み支援を行うこと。
- ㉔ サル、イノシシ、シカ等の有害鳥獣被害対策を強め、予算を大幅に増額すること。
- ㉕ 枯死木対策にとどまらず、ナラ枯れおよび松枯れ対策を抜本的に強めること。
- ☆㉖ コメの先物取引をやめるよう国に対して求めること。

七 災害に強いまちづくりを

- ⑮ 「京都市耐震改修促進計画」の目標を達成すること。耐震改修助成制度の抜本的拡充を行い、市民負担を軽減すること。住宅リフォーム助成制度を創設し耐震化を促進すること。
- ☆⑯ 耐震化の必要な重要橋梁92橋の耐震改修を早急に終えるよう、計画を持ってすすめること。その他の橋梁についても、耐震化と必要な老朽対策をすすめること。
- ☆⑰ 吊り天井については、落下防止対策を行うよう指導すること。また、国に対して、建築基準法で規制するよう求めること。
- ☆⑱ 急傾斜地の対策を強化するとともに、新たに液状化危険地域対策を具体化すること。
- ☆⑳ 宅地の地すべり危険地域を明らかにし、住民に情報提供するとともに、対策を具体化すること。
- ☆㉑ 都市公園の整備目標を明確にし、整備面積を引き上げること。既存の公園の防災機能を強化すること。
- ㉒ 災害危険箇所における要配慮者利用施設の対策を強めること。

- ⑰ 「京都市水共生プラン」を条例化し、全庁的な取り組みを強めること。
- ⑰ 集中豪雨による河川の急な増水への対策を強めること。内水災害を含め浸水常習地域の計画的な改修をすすめること。
- ⑰ 地下街・地下鉄駅などの浸水被害を防ぐため十分な対策を引き続き講じること。
- ⑰ 防災用器材の配備、保管場所の確保、活動支援など援助を強めること。
- ☆⑰ 統合対象校と元小・中学校も耐震化を実施すること。幼稚園、高校の耐震改修計画を作成し早急を実施すること。天井・壁・照明器具についても全校調査を行い、改修計画をたてて至急実施すること。
- ⑰ 消防車、消防職員、消防団など人員と装備の両面で増強し、救急隊の増隊を急ぐこと。
- ⑰ 消防職員の休憩設備の充実など、労働条件の改善をはかること。
- ⑰ 消防団の器具庫・詰所は京都市が責任を持って耐震化と拡充をすすめること。消防団員の報酬制度の導入や出動手当の引き上げなど待遇改善にいつそう努めること。また、水防団員の待遇改善をすすめること。

◆安心して住み続けられるまちづくりを

- ⑱ 市営住宅は、既存住宅の建て替えとともに、新規建設をすること。空き家整備をいっそう促進し、旧「改良住宅」もふくめ、空き家公募戸数を増やすこと。
- ⑱ 市営住宅の入居収入基準の見直しにあたっては、本市独自の基準を設定し、国基準を上回る収入層についても入居を可能とすること。
- ⑱ 耐用年数をこえた風呂釜及び畳など修繕費が高額になる部分については、公私の負担区分を見直すこと。
- ⑱ 市営住宅へのエレベーター設置を、独自の計画をもってすすめること。エレベーターのない中層住棟入居者の低層への住み替えについては、新たな敷金を求めないこと。
- ⑱ 旧「改良住宅」については、風呂やエレベーターを設置するなど、抜本的な改修をすすめること。
- ⑱ 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度の助成件数を増やすこと。分譲マンションの消火栓および給排水管の改修に対する助成制度を創設すること。
- ⑱ 葬儀場建設による住環境への影響をふまえ、新たな立地規制や住民合意の形成に役立つ条例を制定すること。
- ⑱ 既存商店街の存続を脅かすキリンビール工場跡地への大型商業施設等の開発計画は、白紙に戻すこと。
- ☆⑱ 四条通の歩道拡幅・2車線化については、都市計画決定先にありきではなく、関係者の合意形成をはかること。
- ⑱ 京都駅南口駅前広場の整備計画の実施にあたっては、タクシー事業者など関係者の意見を十分に聞き、合意のもとにすすめること。

- ☆¹⁹⁸ 小型循環バス等の運行など、交通不便地域対策を具体化すること。雲ヶ畑地域住民の足を確保すること。
- ☆¹⁹⁹ 新たな交通バリアフリー構想の策定にあたっては、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むとともに、いっそうのバリアフリー化を促進すること。
- ²⁰⁰ アスベスト対策は、労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にすること。

◆上下水道事業の充実を

- ¹⁹³ 上下水道事業は公営を堅持し、安くて安全な水を供給すること。
- ¹⁹⁴ 最低使用水量を見直し、基本料金を引き下げること。
- ¹⁹⁵ 料金滞納者については、親切・ていねいな対応を行うとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。機械的停水措置はとらないこと。
- ¹⁹⁶ 未規制物質についても、国や淀川水系の自治体と連携し、調査を継続し、安心安全の水道水の供給を図ること。
- ¹⁹⁷ 下水道の合流式改善や大規模雨水幹線など、上下水道事業の建設改良事業については、市民に情報を十分公開し、必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い過大としないようにすること。
- ¹⁹⁸ 水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設替えを早急に行うこと。国にも財政措置を求めること。
- ¹⁹⁹ 汚水資本費補助金を復活すること。
- ²⁰⁰ 鉛管の取替えを早急に完了させること。そのため国の補助制度の充実を求めること。宅地内の鉛管取替えの補助制度の周知徹底をはかり、限度額を引き上げること。
- ²⁰¹ 地域、簡易水道への国庫補助制度の存続を国に求めること。高額な住民負担が伴わないよう簡易水道への補助制度を新設すること。

八 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を

◆公営交通を軸にした交通体系で市民の足を守ること

- ²⁰² 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。
 - ・交通事業にかかわる規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。
 - ・市バス事業にたいする国の補助制度を確立すること。
- ²⁰³ 日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。市内全域を均一区間とすること。
- ²⁰⁴ バス運転手の「若年嘱託制度」を廃止し、正職員とすること。
- ²⁰⁵ 「管理の受委託」は撤回すること。安全走行を考慮した勤務となるよう委託先の労

働者の労働条件・健康管理についても、交通局として責任を果たすこと。

- ⑳ 市バスの走行困難箇所の改善、公共車両優先システムや専用・優先レーンの拡充など、公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し、走行環境を改善すること。
- ㉑ 生活支援路線への補助制度を確保し、補助金を復元すること。
- ㉒ 市バス・地下鉄の利用促進をはかるために、バス待ち環境や乗り継ぎの改善を行うこと。
- ㉓ 伏見区及び左京区内全域から総合庁舎が利用できるバス路線をつくること。
- ㉔ 烏丸線において、ホーム転落防止柵を早急に設置すること。
- ㉕ 市バス・地下鉄を利用する高齢者・障害者などへ次の対策を強めること。
 - ・点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を促進すること。
 - ・福祉乗車証の磁気カード化をすすめること。
- ㉖ 乗客代表、市民、学者、専門家、交通労働者、行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し、市民参加の論議を行うこと。地域ごとの地域交通計画を策定すること。
- ㉗ 市バス、地下鉄の安全運転の基盤である、整備部門の人的、技術的強化を図るため、整備士の計画的採用・養成をすすめること。

九 生活道路優先の道路環境整備を

- ㉘ 京都市内高速道路の関連街路である鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路整備計画は、撤回すること。
- ㉙ 国道9号線「西立体交差事業」は、物集女街道の立体化のみにとどめ、国に見直しを求めること。
- ㉚ 北泉通の拡幅と高野川架橋計画を中止すること。
- ☆㉛ 生活道路の整備と維持管理の予算を増額すること。
- ㉜ 引き続き自転車駐輪場の整備を促進すること。路上駐輪場を積極的に設置すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。
- ㉝ 自転車専用レーンを拡充し、自転車道のネットワークを広げるなど、市民の自転車利用を促進、援助すること。

十 公正・公開・市民参加の市政運営を

- ㉞ 指定管理者制度の適用を行わないこと。なお、現在運用している事業については、公共性の確保・労働法遵守と行政水準の後退をまねかないよう予算措置を含め、公的責任を果たすこと。
- ☆㉟ 一方的な職員削減、非正規への置き換えをやめ、必要な部署へ必要な人材を配置し、

市民サービスの向上、効率的な市政運営につとめること。

- ②② 同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめること。同和問題は解決しているとの基本的認識に立って、一般行政に徹すること。
- ☆②③ 新たな口実を与える「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は撤回すること。
- ②④ 市立浴場は、あり方を全面的に見直すこと。民間浴場との料金格差の是正を直ちに行うこと。市立浴場財団の運営や役員体制、職員配置を見直すこと。
- ②⑤ 市民生活相談体制を強化し、消費生活総合センターの相談員の処遇を改善すること。高齢者の消費者被害対策を強化すること。
- ②⑥ 複雑化する多重債務相談に対応するため、庁内推進会議の開催など関係部署との連携をさらに強化し、解決にむけて取り組むこと。また、区役所、支所、出張所に窓口を設置すること。
- ②⑦ 「きょうと男女共同参画推進プラン」推進にあたって、以下の取り組みを強化すること。
 - ・女性の働く権利を守り、働きやすい環境を整備すること。
 - ・広範な女性団体や市民の意見を反映させること。
 - ・市職員管理職、審議会委員の女性の登用をすすめる。
- ②⑧ 所得税法56条廃止を国に求めること。
- ②⑨ 民間シェルターへの補助の拡充、公的シェルターの設置など、DV被害者や家族・支援者の安全と権利を確保すること。京都市DV相談支援センターの運営にあたっては関係者の意見をよく聞き反映させること。
- ②⑩ 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。
- ②⑪ 左京区役所旧庁舎については売却せずに、支所機能を含む公的施設として有効活用を図ること。
- ②⑫ 行政の主導による市民と市職員への「人権啓発」や研修の押しつけと参加の強要はやめること。
- ②⑬ 国連子どもの権利条約の内容を広く市民に知らせ、すべての行政施策の点検と職員への周知徹底をはかること。意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。
- ☆②⑭ 地デジ化に伴い、発生した「テレビ難民」を一刻も早く解消すること。
- ②⑮ 被爆者援護と平和行政の具体化と推進を図ること。
 - ・広島、長崎への修学旅行の実施など、平和の学習を強めること。
 - ・高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。
 - ・国に対して、現在の原爆症認定基準を被爆者の要求や司法の判断に基づいて、早急に見直すよう強く求めること。
 - ・平和市長会議のよびかけに応じて、「2020ビジョン」の早期達成、核兵器禁止条約

の交渉開始を他の自治体と協力して日本政府を始め各国政府に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。

- 本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すとともに、語り部や相談活動への支援などを拡充すること。

日本共産党京都市会議員団

京都市中京区河原町御池 京都市役所内
TEL 222-3728 FAX 211-2130

HP : <http://cpgkyoto.jp>
E-mail : info@cpgkyoto.jp